

「梅小路公園にぎわい施設新設工事」に関する問合せに対する回答

番号	質問	回答
1	<p>【工事仕様書4(3) 既存駅舎について】 工事仕様書4(3)「C棟は、既存の駅舎の移設による、コスト縮減も検討すること」にある既存の駅舎とはどこか？</p>	<p>工事仕様書 別紙1「梅小路公園施設配置図」に示す、「現 チンチン電車整備場・駅舎」の位置です。</p>
2	<p>【カフェ事業者】 B棟店舗のカフェ事業者とはどこか？</p>	<p>カフェ事業者は、現在、別途公募しており、本年6月下旬に決定する予定です。</p>
3	<p>【工事仕様書 4(2)建築条件について】 工事仕様書 4(2)施設概要及び要求水準に記載されている、A棟、B棟の主要構造は軽量鉄骨造となっているが、デザイン等を考慮し、A・B棟どちらも鉄骨造としてもよいか？</p>	<p>本市が求める要求を満たす施設で、軽量鉄骨造と同等以上の提案であれば、鉄骨造の提案も可とします。 ただし、以下のことを踏まえて提案してください。 当該地は、現在更地状態ですが、「梅小路公園拡張整備(その1)工事」で造成し、約1mの盛土を行い、にぎわい施設はその盛土上に建築することとなります。 また、現地盤の地質調査は行っていませんが、付近のボーリングデータでは、地表付近はN値10以下となっています。加えて、平安京の遺跡が現況地表面から約80cm下にあると想定されており、大がかりな地盤改良はできません。</p>
4	<p>【工事仕様書 別紙3・4 寸法について】 別紙3及び別紙4に広軌1号と狭軌1号の寸法が記載されているが、広軌1号は別紙3には10.800、別紙4にはL=8.750に、狭軌1号は別紙3には10.300、別紙4には寸法内に階段も含まれている。電車の寸法をどちらが正しいと考えればよいか？</p>	<p>広軌1号の車体寸法は、L=8.750mですが、車体の前後に付属物(救助網)が付いており、それを含めて展示します。よって、展示スペースとして別紙3に示すL=10.800mを確保して下さい。狭軌1号も同様に整備スペースL=10.300mを確保して下さい。</p>
5	<p>【工事提案の審査等説明書 第1-7 見積書について】 工事提案の審査等説明書 第1-7に見積書1部とあるが、指定書式はあるか？</p>	<p>「見積書:1部」の表記は誤記です。 工事提案書の提出にあたり、見積書は必要ありません。</p>
6	<p>【技術職員の所属状況について】 様式2における、技術者の資格を証する書面については、指名願いに添付しているが、資格を証する書面が必要か。</p>	<p>技術者の資格を証する書面は必ず添付してください。</p>

「梅小路公園にぎわい施設新設工事」に関する問合せに対する回答

番号	質問	回答
7	<p>【工事提案書(様式2) 技術職員について】 技術者とは、(様式2)のとおり、1級建築士、2級建築士と考えてよいか？1級施工管理技術者を入れる必要はないか？</p>	<p>(様式2)技術職員の所属状況については、1級及び2級建築士の人数を記載して下さい。一次審査基準 技術職員の所属状況における技術者の人数は(様式2)の人数で評価します。</p>
8	<p>【履行実績を証明し得る書類について】 履行実績を証明し得る書類として、施主からの証明書を添付してもよいか。</p>	<p>必要な履行実績が確認できるものであれば、発注者からの履行実績の証明書を添付していただいても構いません。ただし、発注者の押印があるものに限りません。</p>
9	<p>【工事提案の審査等説明書 第2-2(8)現場の搬入経路等について】 「現場の施工状況に配慮した具体的な施工計画を検討し…ガードマンの配置や仮囲いの位置も記載して下さい。」とあり、当該地の造成工事(公園の造成工事)が先行し更地からの着手となっているが、本工事着工時の現場への搬入経路及び周辺状況の情報を教えてほしい。</p>	<p>本工事の工事車両は、木津屋橋通からC棟の東側に進入することとなります。公園既開園部(当該建築工事現場南側)からの進入は原則できません。</p>
10	<p>【ヒアリングについて】 パソコンを使用した映像やパースでのプレゼンテーションは可能か。</p>	<p>ヒアリング(プレゼンテーション)において、補足説明追加資料の配布やパソコンを使用することは認められません。</p>
11	<p>【(様式5-1) 高圧受変電設備の形式・規格等について】 高圧受変電設備について、形式とは屋内用PF・S形もしくはCB形を指し、規格とはPF・S形であれば、高圧受変電盤1面低圧配電盤3面W3200×D2000×H2200 変圧器1φ75kVA, 3φ200kVAといった内容でよいか？</p>	<p>高圧受変電設備の形式および規格についての記入方法は、ご質問の記載内容で構いません。</p>
12	<p>【工事仕様書 4(3)コスト縮減の検討について】 「C棟は既存の駅舎の移設による、コスト縮減も検討すること」とあるが、既存駅舎の構造がわかる、図面及び構造計算書の貸与は可能か。</p>	<p>既存駅舎の移設によるコスト縮減については、契約後の業務において検討していただきます。 契約後に検討資料として平成6年建築当時の図面を貸与します。なお、構造計算書は現存していません。</p>

「梅小路公園にぎわい施設新設工事」に関する問合せに対する回答

番号	質問	回答
13	<p>【工事仕様書 別紙5-2 変圧器容量の検討について】 項目2 動力負荷に充電器回路:50kVA及び市電ひろば分電盤30kVAと記載されているが、市電ひろば分電盤とはA棟(市電保管庫)の分電盤か。 同様に電灯用変圧器の市電ひろば分電盤:20kVAとは、A棟及びC棟の分電盤容量か。</p>	<p>市電ひろば分電盤は、工事仕様書 別紙1「梅小路公園施設配置図」に示す市電ひろば(京都水族館西側)に設置する分電盤で、A棟に設置するものではありません。 市電ひろば分電盤は、本市が別工事において設置します。</p>
14	<p>【工事仕様書 別紙5-2 変圧器容量の検討について】 電灯負荷に外灯:5kVAと記載されていますが、外灯設備工事は今回施工範囲内か。</p>	<p>本工事の施工範囲には含まれません。</p>
15	<p>【応募者の資格要件について】 公募のお知らせの2では、「(1)から(3)の資格要件をすべて…」、工事提案の審査基準の第2条では、「(1)～(5)の資格要件をすべて…」となっているが、どちらが正しいのか。</p>	<p>工事提案の審査基準が正しく、公募のお知らせの表記は誤記です。 応募者は「工事提案の審査基準」第2条に記載の(1)から(5)の資格要件をすべて満たす必要があります。</p>